

総務文教委員会会議録

招 集

平成30年12月14日（金） 午後1時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）岡 田 啓 介 （副委員長）矢田貝 香 織
安 達 卓 是 稲 田 清 岡 村 英 治 国 頭 靖
田 村 謙 介 三 嶋 秀 文 安 田 篤

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【総務部】辻部長

武田防災安全監兼防災安全課長

[秘書広報課] 土井課長

[総務管財課] 高眞次長兼総務管財課長 角課長補佐兼総務係長 瀬尻課長補佐兼財産管理
係長

[防災安全課] 池口主査兼危機管理室長 小野川地域安全係長

[調 査 課] 永瀬次長兼調査課長

[職 員 課] 松田課長 矢野課長補佐兼人事係長 橋本研修厚生係長

[財 政 課] 下関課長 長谷川課長補佐兼総括主計員 頼田主計員

[契約検査課] 木下次長兼契約検査課長

【選挙管理委員会事務局】足立事務局長

【総合政策部】大江部長

黒見人権政策監兼人権政策課長

[総合政策課] 八幡次長兼総合政策課長

[地域振興課] 塚田課長 井上自治振興係長 本干尾主幹

【淀江振興本部】高橋本部長兼淀江支所長

【教育委員会事務局】松下局長兼教育総務課長

[教育総務課] 松浦主査兼教育企画室長 木村学校管理係長 生田主幹

[学校教育課] 金川次長兼学校教育課長 竹本課長補佐兼人権教育係長 松本課長補佐兼学
務係長 西村指導係長

[生涯学習課] 片岡課長 菅原図書館長 安田課長補佐兼生涯学習係長

[学校給食課] 山中課長 野口課長補佐兼給食係長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 佐藤主任

傍 聴 者

石橋議員 岩崎議員 遠藤議員 奥岩議員 門協議員 土光議員 又野議員

渡辺議員

一般3人

審査事件及び結果

- 議案第 8 3 号 米子市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 8 4 号 米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 8 9 号 米子市弓浜コミュニティー広場の指定管理者の指定について [原案可決]

~~~~~

### 午後 1 時 0 0 分 開会

○岡田委員長 それでは、ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

本日は、12日の本会議で当委員会に付託されました議案3件について審査をいたします。

それでは、議案第89号、米子市弓浜コミュニティー広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

大江総合政策部長。

○大江総合政策部長 議案第89号でございます。米子市弓浜コミュニティー広場の指定管理者の指定についてです。市の公の施設であります弓浜コミュニティー広場、これが現在の指定管理者の期間が今年度末で終了いたします。来年度から5年間にわたって新たな指定管理者、実際は今、指定管理をお願いしております特定非営利活動法人ひだまりに引き続きということをお願いするものでございます。内容につきましては、担当課長のほうから説明させます。

○岡田委員長 塚田地域振興課長。

○塚田地域振興課長 そういたしますと、議案第89号、米子市弓浜コミュニティー広場の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。議案書では89の1ページとなりますので御参照ください。本件は、先ほども部長から申し上げましたとおり、米子市弓浜コミュニティー広場の指定管理期間が平成31年3月31日をもって期限を迎えることから、次期指定管理者を指定しようとするものでございます。事業者の選定につきましては、先般の閉会中の委員会でも経過を説明させていただいたところでございますが、7月に実施をいたしました公募に対して、現在の指定管理者である特定非営利活動法人ひだまり1法人から応募がございました。これについて、指定管理者候補者選定委員会において、調査、審議等を行い、指定管理者として適当である旨答申がなされたことを受けて、当該団体を次期指定管理者に選定し、今般、これを正式に次期指定管理者に指定するものでございます。指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。また、指定管理料につきましては、審査に当たって提案をいただいた金額もでございますが、指定後に予算の範囲内で同法人と協議し、年度ごとに協定書を締結して決定することといたしております。

以上が米子市弓浜コミュニティー広場の指定管理者の指定についての概要でございます。よろしく願いいたします。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

安達委員。

○安達委員 この施設は集団移転ですか、境港と米子の大きな地域が移転になって、その後の跡地利用ということでいろいろあった後に、この間、この法人が施設の利用や管理をされたというふうに聞いておりますが、境港のほうの議会との一緒に動きというのは、どうしても動きをせないけんと思うんですが、その利用とかの中身っていうのは、結構利用が頻繁に動いてると思うんですが、そういった年度ごとの利用状況っていうのは資料的にはいただけるもんですか、それとも既に報告があったんですかね。1年、1月1日から12月31日までどれくらいの利用があったとか、一応一番近いところで29年のまでのをお願いしたいんですが。

○岡田委員長 本干尾地域振興課主幹。

○本干尾地域振興課主幹 平成29年度の実績でいきますと、利用者数が、第1多目的広場、これが人工芝のグラウンドですが、年間で1万9,195人、第2多目的広場、これは土のグラウンドですが、これが4,138人で、合計しますと29年度は2万3,333人でございます。今年度でございますが、11月末までの数字といたしまして、第1多目的広場が1万2,837人、第2多目的広場が3,367人、合計しますと1万6,204人となっております。29年度の11月末時点で比較しますと、昨年度の11月末時点が1万8,546人でしたので、若干ことしは、それに比較しますと今時点では2,342人の減となっております。以上です。

○岡田委員長 安達委員。

○安達委員 さっき冒頭のほうで言ったんですが、境港の方の利用とか米子市、その他っていいですか、利用の別っていうのはわかるんですか、それはわかりますか。いやいや、わかるかわからないかだけでも。

(「ちょっとそこまでは。」と本干尾地域振興課主幹)

○岡田委員長 本干尾主幹。

○本干尾地域振興課主幹 米子市と境港市の内訳っていうのは、ちょっと今現在把握はしておりません。ただ、境港市の方の利用っていうのも実際にはあるということは認識しております。以上です。

○岡田委員長 そのほか。

国頭委員。

○国頭委員 これは先般も報告は受けたんですけども、選定委員会のときに、何か、それでいいのかとか言われたような話っていうのはどんなことがあったのかお伺いしたいと思います。

○岡田委員長 塚田課長。

○塚田地域振興課長 選定委員は、ほかの特段の指摘というものはなかったように認識しております。

○岡田委員長 国頭委員。

○国頭委員 先般もちょっとお話しいただいたときにちょっと言ったんですけども、やはり指定管理料が削減という流れではなくて、人件費っていうことでふえるっていう説明が

以前あったと思うんですけども、やはり先ほど言われたように1年ごとで、その上限の中で見直されるということなので、そのあたりしっかりと精査しながらやっていただきたいなと思っております。以上です。

○岡田委員長 そのほか。

田村委員。

○田村委員 これ前回も聞いたかもわかんないんですが、このひだまりさんのいわゆるうちの今回のコミュニティー広場の指定管理以外の業務ってというのは、どういうことをされてる、なりわいっていいのか、どういう団体なんでしょうか。

○岡田委員長 本干尾主幹。

○本干尾地域振興課主幹 NPO法人ひだまりさんの指定管理業務以外の業務といたしましては、主な事業としましては、有償ボランティア運送、これがございます。あとは独居高齢者さんの生活支援ですとか、今現在は耕作放棄地の管理ですとか除草作業、それから空き家の管理なんかもされているというふうに伺っております。以上です。

○岡田委員長 田村委員。

○田村委員 ということは、この団体についてはコミュニティー広場に対する仕事の割合、いわゆる法人が受け持つ業務の中で何割程度だと。大体でいいです。

○岡田委員長 本干尾主幹。

○本干尾地域振興課主幹 ちょっと大体の金額ベースでいきますと、恐らく金額のウェイトとしてはかなり指定管理のほうが大きいと思われれます。何割かっていうのはちょっとなかなか答えにくいんですけども。

○岡田委員長 田村委員。

○田村委員 この指定管理料の内訳の中に事務費というのあったと思うんです。この事務費の金額が、このコミュニティー広場の指定管理をするためのものなんですよという確認をしたいんです。というのは、それ以外の業務の、もうごめたにして業務委託の中に請求をされてるんなら、その線というのとはとりにくいとは思うんですけども、そのあたりの疑念がやっぱり残るんです。それについて、積算根拠をお示してください。

○岡田委員長 塚田課長。

○塚田地域振興課長 今のほかの事業もしておられるということで、実際この候補に当たりまして会社が、事業者のほうから積算用の資料を出していただいておりますが、その件につきましては、きちんとやっぱり事業をした上で、事業ベースできちんとした経費をそれぞれ計上したものを提出していただいておりますので、他事業と混同されるような部分はないというふうに私も認識をしております。

○岡田委員長 田村委員。

○田村委員 最後にします。もうこれは、市としてはもう間違いはないということですね。そのあたり、確認だけ。

○岡田委員長 大江部長。

○大江総合政策部長 前回の閉会中の委員会で説明させていただいたとき、会社経費という名目でついたものだと思います。ここ、NPO法人でございまして、決して利益を第一目的にするものではありませんけれど、やはり会社の運営のためには必要な経費っていうのは必然で出てくるものだと思います。それが、今回のこの業務がメインになつとる会

社運営であれば、ある程度のその経費は出てくるのは仕方ないなという感覚を持っております。ただ、おっしゃいますように、やはりきっちり他の業務とは分けて積算して、結果、各年度において年度協定によって指定管理料は定めますので、これはまた3月の時点で予算の際にでもまた御説明できるかと思えます。以上です。

**○岡田委員長** そのほかよろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第89号、米子市弓浜コミュニティー広場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務文教委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時11分 休憩**

**午後1時50分 再開**

**○岡田委員長** それでは、総務文教委員会を再開いたします。

議案第83号、米子市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

武田防災安全監。

**○武田防災安全監** 議案第83号、米子市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてということで御説明したいと思います。消防活動等を含めた消防団の…（聞き取れず）…につきましては、近年の社会環境の変化などにより、全国的に消防団員が減少傾向にある中、本市におきましても消防団員の確保が難しくなっていることもありますし、団員のサラリーマン化が進み、将来的には昼間の火災などにおいて対応が難しくなることが予想されることから、米子市消防団におきまして、新たに機能別消防団員制度を導入しようとするものでございます。それに伴う必要な条例の整備を行うものでございまして、機能別消防団員制度の導入に当たりまして、機能別団員の報酬の年額及び支給方法等を定めるほか、所要の整備を行うものでございまして、米子市消防団の設置等に関する条例及び米子市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、米子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

資料としまして、資料2のほうはお手元にありますでしょうか、2枚ものの資料ですが、こちらになりますけれど、これに基づいて内容については説明させていただきたいと思えます。主な改正内容についてでございますけれど、機能別消防団員について、団員の種類を機能別団員とする、機能別団員の勤務期間は退職報償金の支給の基礎となる勤務年数に算入しないこととする、報酬は年額1万円とする、施行期日は平成31年1月1日とするという内容でございます。なお、機能別団員につきましては、消防活動の広報支援

でありますとか、昼間の火災対応など、入団時に決めました特定の任務に従事し、出勤時の費用弁償や勤務中の事故に対する公務災害補償等につきましては、基本団員と同じというふうに考えております。説明については以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

稲田委員。

**○稲田委員** 今、説明いただきました背景のなり手不足等々は私も承知しているつもりでしたし、議会のほうでも訴えられている議員さんもいらっしゃいます。せっかく議案、通ればですけど、1月1日から始まる話ですけど、もう少し資料として米子市の現状とか、どういう消防団があって、不足とはいいませんけどどういう状況にあるとか、内容を口頭でもいいのです。これがスタートすれば、こういう形で消防団の方々に市民の安心・安全を担保してもらえると、そういうところまでちょっと説明いただくとよりわかりやすいんですが、どうでしょうか。

**○岡田委員長** 小野川防災安全課地域安全係長。

**○小野川防災安全課地域安全係長** 条例定数でいいますと、今544名ということで米子市の消防団はあります。その中で4月1日現在ではありますが、実員数507名ということになっております。実員数507名ではあるんですが、これ年々減少傾向にあるということで、そういった意味も踏まえて間口を広げる、機能別分団員制度を導入するというふうに考えております。その中で、男性の団員数っていうのが488名、女性の団員数19名ということで、計507名というふうに現在なっております。以上です。

**○岡田委員長** 済みません、今、稲田委員が言われたように、資料として出していただくということを口頭で言っていただきましたけれども、ちょっと資料的なものを出していただくということで。

稲田委員。

**○稲田委員** 今、544のうち507っていうところで差があるということですが、機能別団員さんもそれは含まれるんですね。要は、カウント1として変わらない、それとも基本団員で積んでいかないとけないか、この違いを教えてください。

**○岡田委員長** 小野川係長。

**○小野川防災安全課地域安全係長** 条例定数に機能別団員がふえた場合は、条例の数を満たしているというふうな形になります。機能別だけでカウントをするというものではありません。

**○岡田委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 初歩的な確認ですけども、この基本団員と機能別団員の数字が逆転したら、ちょっと機能しないと思いますので、その辺のルールというか、何%までとか多分決まりあると思いますので、そこを教えてください。

**○岡田委員長** 小野川係長。

**○小野川防災安全課地域安全係長** 機能別分団員の定数については、各分団2割を超えない程度に任用するというふうにしております。

**○岡田委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 最後です。私はちゃんとインターネットとかで見えてはおりますけれども、米

子市の現状が1枚物でも多くても構いませんが、この制度を入れたがゆえに維持する、向上するっていうのがぜひ的確にわかるものをつくって提出してください。これお願いします。以上です。

○岡田委員長 じゃあ、よろしくをお願いします。

○小野川防災安全課地域安全係長 はい、わかりました。

○岡田委員長 そのほか委員の方。

国頭委員。

○国頭委員 第5条の1で、これは変わってないんですけど、一定期間勤務しなかった期間は退職報酬金には算入しないということでありまして、私3年ぐらい前まで5年近く消防団に入っていたときに、よく定数充当のために幽霊みたいな人、それから入ってたんだけどかなり出てこないというような団員さんが市内でもよくいるっていう話は伺ってましたけども、この一定期間でしっかりと退職の手当、退職金が出てくるということで、問題に思ってたんですけども、一定期間勤務しなかったことというのは、分団長とかも確認とか、そういったものをとられながら運用されてるんですか、その辺は。

○岡田委員長 小野川係長。

○小野川防災安全課地域安全係長 一定期間休まれる方っていうのは、それぞれ事情がありますので、その中の分団長に報告していただいて、それを市のほうに上げていただくというような形をとっております。

○岡田委員長 国頭委員。

○国頭委員 本人申告等もあるのかもしれないんですけど、退職される場合、退職金を払われる場合、そのあたり運用はしっかりととってもらって払っていただきたいなと思います。

○岡田委員長 そのほかございませんでしょうか。

岡村委員。

○岡村委員 何点かお尋ねしたいと思っておりますけども、まず、機能別消防団員制度っていうことで、こういった制度を導入しているのが県内とか全国的な状況っていうのはわかりますか。

○岡田委員長 武田防災安全監。

○武田防災安全監 機能別消防団員の導入についてですけれど、県内で導入している事例はありません。県外につきましては、ちょっと全て把握しておりませんが、結構いろんなところでやっております、例えば松江市であるとか、広島県廿日市市でありますとか、そういったところでは既に導入されているという実績がございます。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 また、そういった先例地なども参考にしながら、いろいろ米子市の機能別の消防団員制度っていうものをより効果的なものにしていくといった努力が必要だと思うんですけども、例えばこういったことを取り組んで米子のものをより充実させたものにしたというの、何か具体的なイメージとしてあるんでしょうか。

○岡田委員長 武田防災安全監。

○武田防災安全監 よりよくしてというので具体的なイメージっていう、かちつとしたものはあれですけれど、いろいろ考えている分はございまして、特に平成30年1月に消防

団員の確保方策等に関する検討会報告書っていうのが国の機関のほうから出ておまして、そちらのほうをいろいろ参考にしながら、とにかく今後消防団員が減っていくとなると、消防活動はもとより、例えば災害時の対応等についても支障が出るということで、いろんな形で団員確保ということと、それと団員が行う業務っていいですか、消防活動のみならず、災害時には救助活動も含めて、啓発活動とかそういったことも含めてやっていくということが今後必要になるということですので、そういったものに対応できるような形の一つとして機能別消防団員制度というのを導入して、導入した後、そのやり方についてはいろいろ勉強っていいですか、そういうのやりながらどんどんそういう形に持っていくような形で進めていきたいというふうには考えております。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 人数としては、消防団の2割程度というふうなことが先ほどありましたけども、徳島市のホームページを見ますと、機能別団員を100名募集しますというふうな形で募集をされとって、こういった入団資格はこれこれだというふうなことが書いてあったんですけども、例えばというか米子市の場合、どういうふうな形で団員を募集されようとしてるのか、こういうふうなホームページで一般的にぱっと広げていかれるのか、それともそれぞれ分団ごとの口コミでやるとかいろいろあるかと思います。どういうふうな方針なのかちょっとお聞かせください。

○岡田委員長 武田防災安全監。

○武田防災安全監 募集については、ホームページとかでの公募も当然やっていきますし、それと各地区の分団におきまして、例えば消防署職員OBとかっていうことも入りますし、事業所なんかの職員っていう方も当然対象になってきます。また、学生なんかもやっぱり対象になってくるのかなと思っていますんで、そういったものについては分団がその地域の状況を見た形で口コミといいですか、そういった形で声かけをしていながら募集していくという、そういったことをいろいろ併用しながら、いろんな募集の仕方をやっていきたいというふうには考えております。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 最後にしますけど、報酬額ですけど年額1万円ということなんですけども、これは現在の消防団員は幾らなのかということと、それから、報酬とは別に手当が出ると思うんです、それについて機能別団員の手当っていうのはどういうふうに考えてるのかお伺いします。

○岡田委員長 武田防災安全監。

○武田防災安全監 機能別団員の報酬につきましてですけど、一般団員っていいですか、基本団員につきましては現在、年額で3万6,500円でございます。出勤手当といいですか、費用弁償につきましては1回が2,600円で、年額の報酬につきましては、訓練等に係る拘束の度合いが機能別と基本団員は違うということで、やっぱり差をつけるということが必要だということで、年額報酬については1万円というふうには考えております。出勤手当、何かあったときの補償等も含めてですけど、これはやはり基本団員も機能別団員も同じということで考えております。

○岡田委員長 そのほか委員の方ありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕



○岡田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第83号、米子市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立選挙管理委員会事務局長。

○足立選挙管理委員会事務局長 公職選挙法の一部改正により、議会の議員の選挙において、選挙運動のためのビラを頒布することができることとされ、市は条例で定めるところにより、当該選挙における候補者のビラの作成について、条例で定める限度額の範囲内で無料とすることができることとされたことに伴いまして、本市における当該選挙運動用ビラの作成についての市費負担について定めようとするものでございます。限度額といたしましては、資料2の2ページの上のほうでございますが、候補者1人について7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数、法定枚数4,000枚を上限にして、それを乗じて得た金額としております。それで、施行期日は平成31年の3月1日としております。以上でございます。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

安達委員。

○安達委員 法の一部改正で、施行が来年3月1日ということの説明だったんですが、初めてこれから市議の選挙でこういう制度に変わっていくんだろうなって思うんですが、上限を4,000枚ですよね、それで7円51銭ということなんですが、先の話でわからないんですが、来年の10月に消費税改正の動きがありますよね、これって連動するんですか、しないんですか。消費税が上がればどうなるかっていうのは、この数字のままですか。

○岡田委員長 足立事務局長。

○足立選挙管理委員会事務局長 ちょっと消費税で上がるかどうかにつきましては、その辺はちょっとまた国のほうからそういう通知なりあるかと思うんですけど、現段階ではそのあたり明確にお答えすることはちょっと控えさせていただきたいと思います。

○岡田委員長 国頭委員。

○国頭委員 済みません、ちょっと不勉強で聞きますけど、選挙運動用ビラというのは、選挙期間中に配布できる何か証紙をつけるビラのことですか。

○岡田委員長 足立事務局長。

○足立選挙管理委員会事務局長 告示日以降に配布できるビラでございます、証紙を4,

000枚お渡しいたしますので、それを張って配布するというビラでございます。よく間違えられますのが、選挙前に政治活動として使われます折り畳んだような討議資料とちょっと勘違いされる方もいらっしゃるんですが、それとはまた別に純粹に選挙運動として使える資料になります。内容については特に制限はございませんし、サイズはA4サイズ以内となっております。ビラには配布責任者ですとか印刷社の住所、氏名を記載する必要がありますということになっております。それで、この議案が可決となりましたら、このことにつきましてはどこかの時点で各議員さん方に資料を作成し、お配りしたいというふうに考えております。それから、次期市議会選挙の応募者説明会の際にも、ちょっとまだ先の話なんですけど、新しい制度でございますので、資料を作成し、詳しく御説明させていただけたらというふうに考えております。

○岡田委員長 国頭委員。

○国頭委員 済みません、聞き漏らしたかもしれませんけど、全国の地方議員、町村とか全部が法改正があったから連動して変更されるんですか、その辺について。

○岡田委員長 足立事務局長。

○足立選挙管理委員会事務局長 このたびの法改正で新しくビラを配布してよいこととされましたのは、県議会議員さんと市議会議員さんでございまして、町村の議員さんは該当しておりません。

○岡田委員長 そのほかよろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第84号、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

午後2時12分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務文教委員長 岡田啓介